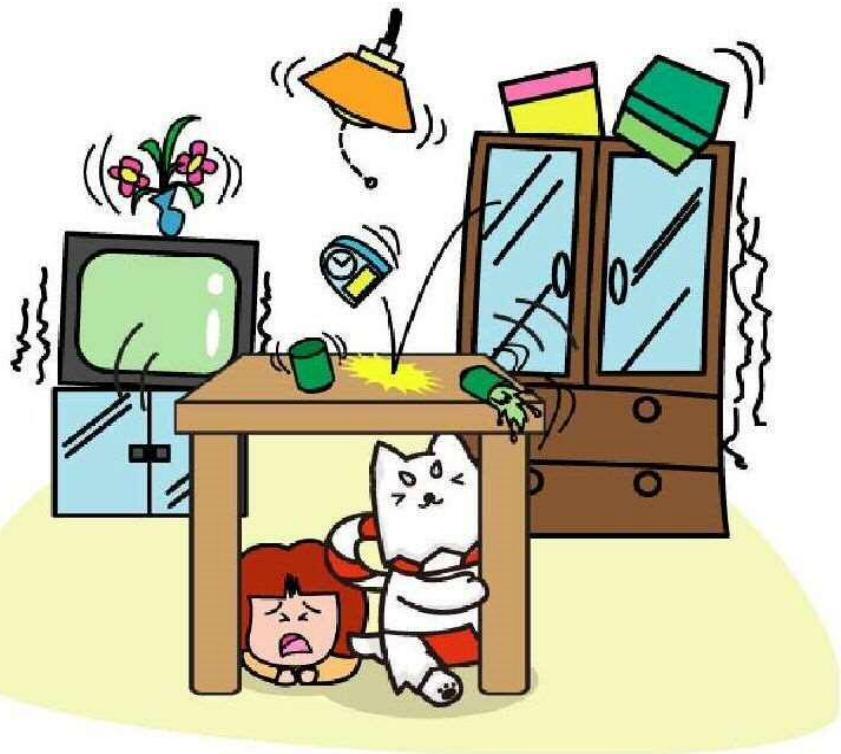


木造住宅の耐震助成制度のご案内

令和 5 年度



磐田市イメージキャラクター
じっぺい ©磐田市

無料耐震診断は令和6年度まで!!
耐震補強工事 は令和7年度まで!!
解体工事

磐田市

ご存知ですか？

阪神・淡路大震災では、死者の8割以上が建物倒壊などによる圧死でした。なかでも昭和56年5月以前に旧耐震基準で建築された木造住宅に大きな被害が出ました。

市では想定される東海地震や南海トラフ巨大地震からひとりでも多くの市民の生命を守るため県と一体となって、**プロジェクト「TOUKAI(東海・倒壊)ー0」**をすすめています。

地震から身を守るためにには、わが家の耐震性を知り必要な備えをすることが大切です。この機会に耐震診断を受け、補強工事の検討をしましょう。

この冊子では、補強工事までの流れと磐田市で実施している耐震補強のための補助制度についてご案内しています。

それぞれの補助制度は独立していますので、必要な補助制度だけをご利用いただくことも可能です。また、複数の補助制度を利用しても、補助額が減額されることはあります。それに補助申請をしていただく必要があります。
なお、一つの補助事業について年度をまたがって利用することはできませんのでご注意ください。(2月末を目途に事業を完了させてください)

もくじ

木造住宅耐震化助成制度	2
耐震補強工事への流れ	3
「わが家の専門家診断」について	4
耐震補強工事(補強計画一体型)について	5
事業の切替え(耐震補強計画)について	11
木造住宅解体工事について	13
耐震シェルター設置について	16
防災ベッド設置について	18
ブロック塀等の撤去・改善について	19
「専門家無料相談」	21
しづおか住宅ローン優遇制度について	22

木造住宅耐震化助成制度

※昭和56年5月31日以前の基準（旧耐震基準）により建築された木造住宅が対象です。

地震対策の第一歩として、まずは建物の耐震性を知るための耐震診断を行って下さい。

※助成制度を利用するには、耐震診断により耐震評点を明確にする必要があります。

※わが家の専門家診断は令和6年度、耐震補強工事・解体工事は令和7年度に終了します。

わが家の専門家診断

【P.4 参照】

- ・耐震診断を希望される方の自宅に専門家を派遣します。
- ・建築住宅課で受付します。電話でも申し込みができます。

※費用はかかりません。

《耐震補強工事をお考えの方》

耐震補強工事 (補強計画一体型)

【P.5 参照】

- ・補強計画を作成し、補強工事を実施するものです。
- ・計画の作成は、「静岡県耐震診断補強相談士」がいる建築士事務所等に依頼してください。
- ・過去に補強計画を作成している方はご相談ください。

※耐震補強工事で税制の特例が受けられます。

- 所得税 基準額の10%控除（限度額25万円）
- 固定資産税 税額の1/2減額（1年間）

事業の切替え (耐震補強計画)

【P.9 参照】

条件をすべて満たす方は、補強計画一体型からの切替えが可能です。

《解体工事をお考えの方》

解体工事

【P.13 参照】

《工事以外の対策をお考えの方》

耐震シェルター 設置

【P.16 参照】

※耐震シェルター：木材や鉄骨でつくる強固な箱型の空間

防災ベッド 設置

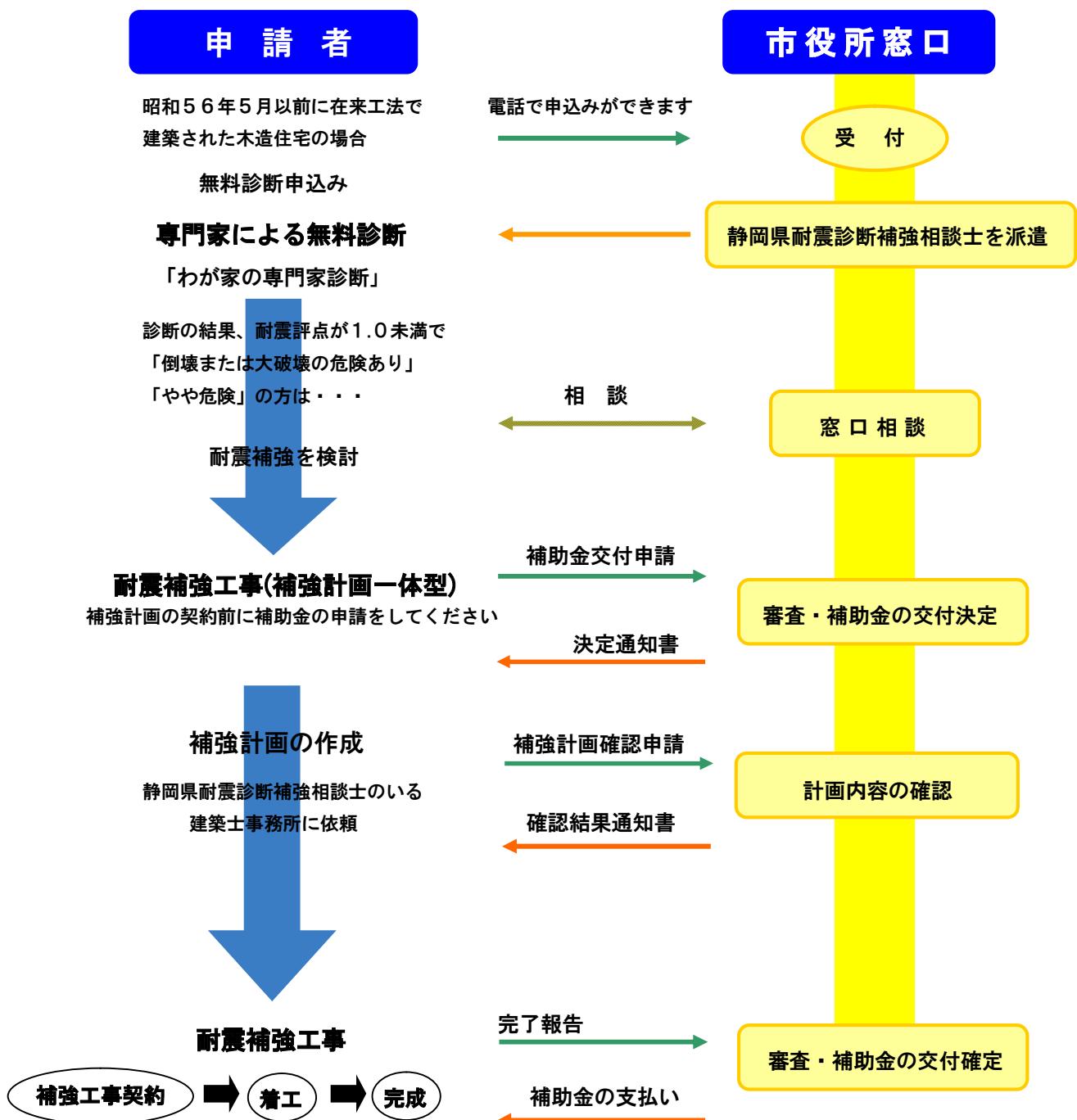
【P.18 参照】

※防災ベッド：地震による住宅の倒壊から身を守るためのガードフレーム付のベッド



耐震補強工事への流れ

※昭和56年5月以前に建築された木造住宅の場合の例です。





「わが家の専門家診断」についてのご案内

令和6年度で終了となります!!

昭和56年5月以前に建築された木造の一戸建て住宅にお住まいの方は、わが家の耐震性がどの程度かを知るために「わが家の専門家診断」をお受けになることをおすすめします。

「わが家の専門家診断」は、市から「静岡県耐震診断補強相談士」を無料で派遣します。

- 診断では、○ 壁の量やバランス
- 基礎のひび割れや天井裏や床下に腐蝕がないか
- 柱の傾き

などをチェックして住宅の耐震評点を算出し、住宅の耐震診断結果報告書をお渡ししています。

診断の流れは下記のようになり、受付から完了まで概ね1か月程度かかります。

建築住宅課での受付→専門家から日程調整の連絡→耐震診断→診断結果を報告

診断の結果、耐震性が低い（耐震評点が1.0未満）と判断された住宅については補強の方法や工事費用についての相談をお受けします。

なお、診断を行う専門家は市が発行する「身分証明書」を携帯しています。

「わが家の専門家診断」の申込みは、建築住宅課で受付いたします。お電話での申込み、下記QRコード、磐田市ホームページ等からもできますので、この機会にぜひお申込みください。



☞こちらから耐震診断の申込みができます。

※この助成制度は令和7年度で終了となります。

耐震補強工事（補強計画一体型）についてのご案内

- ・耐震補強計画・工事の契約をする前に補助金の申請・交付決定が必要です！**
- ・令和5年度の2月末までに補強工事を完了し、完了報告の提出が必要です。**

補強工事を行うためには、耐震補強計画を作成する必要があります。作成した補強計画に基づき補強工事を行います。

計画及び工事については「静岡県耐震診断補強相談士」がいる建築士事務所等又は工務店・大工さん等に直接依頼して下さい。

(静岡県耐震診断補強相談士の名簿は建築住宅課でご覧いただけます。)

市の助成制度

対象：次のすべてを満たすもの

- 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅
- 耐震診断の総合評点が 1.0 未満の住宅
- 総合評点を 1.0 以上かつ 0.3 以上向上する耐震補強計画・耐震補強工事
(※耐震補強計画は、静岡県耐震診断補強相談士が作成すること)
- 原則として、現在居住用で使用している住宅
- 耐震化促進の P R を行うこと (現場見学会、完成見学会、工事実施の感想等)

補助額：補強工事費の 80%に相当する額。

限度額 (P. 8 基準額算定フロー参照)	
高齢者等世帯	135 万円 (条件あり)
その他の世帯	110 万円 (条件あり)

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

○交付申請 提出書類○ 各 1 部

1. 交付申請書
2. 収支予算書
3. 見積書の写し (※補強計画策定費用、補強工事費用が確認できるもの)
4. 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
(確認通知書の写し・固定資産評価証明書など)
5. 《所有者以外による申請の場合》
所有者の承諾書
6. 案内図
7. 既存住宅の配置図及び各階平面図
8. 補強計画作成者の静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し
9. わが家の専門家診断結果報告書の写し又は耐震診断結果報告書の写し
10. 《高齢者等世帯の場合》

家族構成報告書

11. 《高齢者等世帯の場合》

65歳以上であること又は障害者等であること

若しくは18歳未満で就学していることが確認できる書類の写し

12. 市税完納証明書（市税課 手数料300円、3ヶ月以内に発行されたもの）

13. 木造住宅耐震補強事業のPR活動への協力確認書

14. 《在宅避難割増制度に該当する場合》

家具の配置、高さ、寝る場所、座る場所がわかる図面

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。

- ・耐震補強計画の契約（契約者は、補助申請者と同一人物にして下さい。）

- ・耐震補強計画を作成

補強後の建物の強さ（総合評点）を決めます。

1. 理想とする補強：総合評点1.5以上

最低限の補強：総合評点1.0以上

2. 補強の個所や方法を決めます。

3. 併せて行うリフォームを決めます。

4. 工事の予算を確認します。

見積書を書面でもらい、内容を確認しましょう。作成した補強計画をもとに工事金額を算出します。

チェック事項 1. 内訳明細書で工事内容と金額を確認しましょう。

2. 別途工事の範囲が記載されているか確認しましょう。

3. 数量・単価は適切か確認しましょう。

4. 計算違いはないか確認しましょう。

耐震補強計画が作成できたら、以下の書類を提出し、計画内容の確認を受けてください。

※補強工事費用が変更になる場合は、変更承認申請が必要です。

○補強計画の確認 提出書類○ 各1部

1. 耐震補強計画確認申請書

2. 補強前後のIw値及びその算定根拠を示す補強計画書

3. 補強前後の壁仕様等、補強方法、施工箇所を示した補強計画平面図

4. 《平成12年建告第1460号の仕様に適合する場合》

金物図

5. 策定した補強計画に基づく補強工事の見積書の写し

内容を審査し適正と認められれば、耐震補強計画確認結果通知書を送付します。

作成した補強計画を基に補強工事を実施してください。

やむを得ず補強工事を断念する場合は、「事業の切替え（耐震補強計画）」又は「事業の取下げ」が必要となります。

- ・詳細は P. 11 「事業の切替え（耐震補強計画事業）についてのご案内をご覧ください。



- ・耐震補強工事の契約（契約者は、補助申請者と同一人物にして下さい。）
- ・耐震補強工事に着工

耐震補強工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各 1 部

1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 領収書の写し（※補強計画策定費用、補強工事費用の領収書どちらも）
4. 契約書の写し（※補強計画、補強工事の契約書どちらも）
5. 施工箇所毎の施工前、施工中及び完了時の写真（※原則、カラーで提出すること）
6. 木造住宅耐震補強事業の PR 活動への協力実績報告書

完了報告書が提出されると、補強工事の内容を審査します。

（必要に応じて、検査を行います。）

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。



耐震補強された安全な家に



耐震補強工事費用に対する税制の優遇措置

現行の耐震基準に適合させる耐震補強工事が行われた場合

- 所得税の特別控除（適用期限：令和 5 年 12 月 31 日）
耐震補強工事費用から補助金額を差し引いた額の 10% を所得税から控除
(最大 25 万円 自らが居住する住宅を改修した場合に限る。)
- 固定資産税の減額
平成 25 年～令和 6 年 3 月 31 日までに工事完了：1 年間固定資産税を半額
(改修の費用が 50 万円超に限る。)

※補助金を受けて補強工事をした方に対し、建築住宅課では、税制優遇措置を受けるために必要な耐震改修証明書を発行いたします。

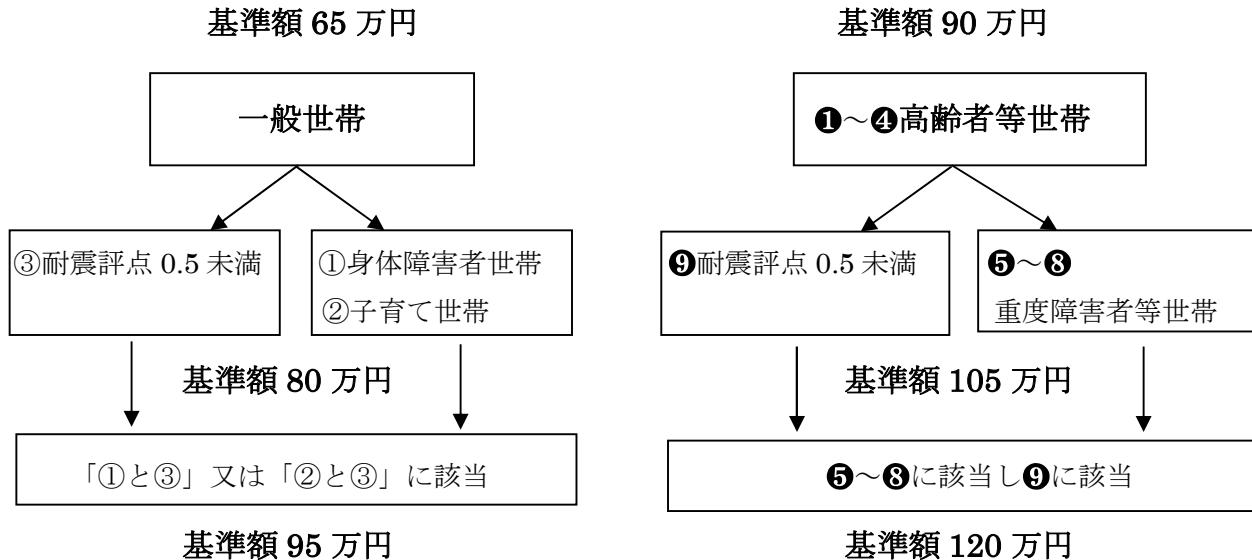
※過去に木造住宅補強計画策定事業による補助金の交付を受けている場合はご相談ください。

耐震補強工事（補強計画一体型）の助成を受けることは可能ですが、補助金額は補強工事の補助金額から木造住宅補強計画策定事業による補助金額を差し引いた金額になります。

また、平成 25 年以前に作成している補強計画は使用できませんので、再度計画を作成していただく必要がありますのでご注意ください。

基準額算定フロー

※補助金額は、在宅避難促進割増制度に該当する場合、下記表から **15万円上乗せ** します。



在宅避難促進割増制度

災害時、避難所等での感染リスクを避け自宅での生活を継続できるように、より高い耐震性を確保する耐震補強工事に対して、15万円上乗せします！

- (条件)
- ・耐震診断の総合評点が 0.7 未満の住宅
 - ・総合評点を 1.2 以上まで向上させる耐震補強工事
 - ・家具固定の実施（寝室、居間等）
 - ・耐震化促進の P R を行うこと（現場見学会、完成見学会、補強工事実施の感想等）

【一般世帯】

- ①身体障害者手帳の交付を受けた障害者（身体障害程度等級 3～6 級）が居住するもの
- ②子どもが 2 人以上居住するもの（15 歳未満の者又は 18 歳未満で就学している者に限る）

【高齢者等世帯】

- ①身体障害程度等級が 1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている者が居住するもの
- ②65 歳以上（事業完了までに 65 歳に達する者も含める）の者のみが居住するもの及び 65 歳以上の者以外に 15 歳未満の者又は 18 歳未満で就学している者のみが居住するもの
- ③介護保険法（平成 9 年法律大 123 号）の規定により要介護者又は要支援者に認定されたものが居住するもの
- ④療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳の交付を受けているものが居住するもの
- ⑤身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者、体幹障害者又は視覚障害者で障害者の程度が 1 級又は 2 級の者が居住するもの
- ⑥介護保険法による認定区分が要介護 3 から 5 までの者が居住するもの
- ⑦療育手帳の交付を受け、知的障害者障害程度等級が A1（最重度）又は A2（重度）の者が居住するもの
- ⑧精神障害者保険福祉手帳の交付を受け、精神障害者障害程度等級が 1 級又は 2 級の者が居住するもの

耐震補強工事（補強計画一体型） 補助申請手続きの流れ

①：事前相談

- ・補助対象となるかの確認
 - ・S 56.5 月以前の木造住宅
 - ・耐震評点が 1.0 未満である。※
 - ・補強後の評点が 1.0 以上かつ
現状から 0.3 以上の向上。

※耐震診断を受けたことがない場合は、わが家の専門家診断（無料）を受けることができます。

②：「交付申請書」提出



市：「交付額決定通知書」送付



※契約は決定通知書が送付されてから行ってください。

③：「補強計画」策定

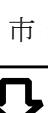


※補強計画を策定後、工事を断念する場合、「事業の切替え（耐震補強計画）」又は「事業の取下げ」が必要となります。

④：「耐震補強計画確認申請書」提出



※補助金額が変更となる場合は変更承認申請が必要です。



市：「耐震補強計画確認結果通知書」送付



⑤：「補強工事」実施

事業の切替え（耐震補強計画）P.10 へ



※補強工事は、耐震補強計画確認結果通知書が送付されてから着手してください。

※補強計画確認時から変更が発生する場合は、「変更承認申請書」の提出が必要です。

⑥：「完了報告書」提出



市：「交付額確定通知書」送付



市：補助金振込

注意事項

※年度内に工事の完成（2月末を目指して完了報告書の提出）が条件となります。

※耐震補強計画の策定と耐震補強工事の実施を一体的に行う事業に対しての補助金です。

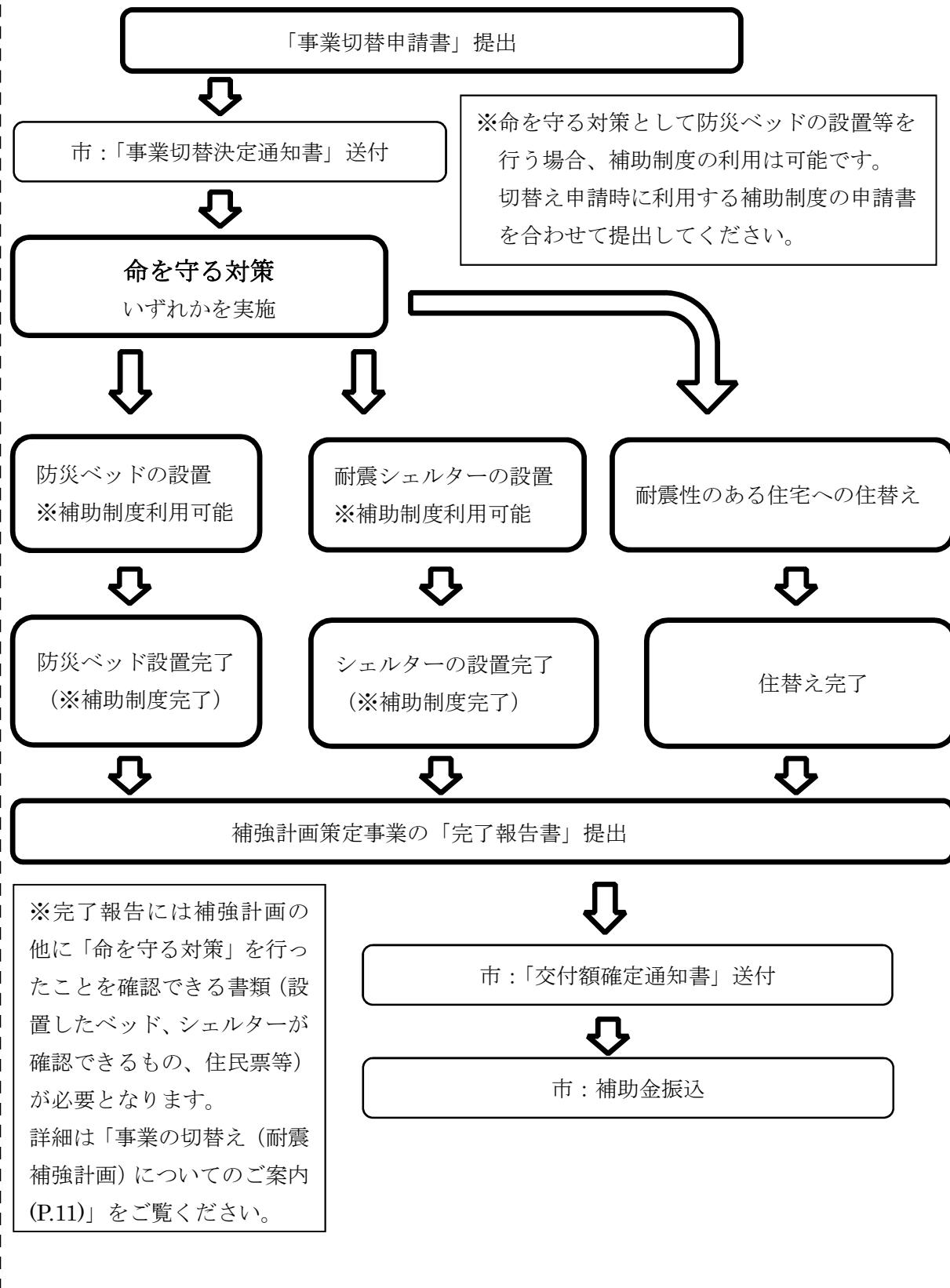
補強計画を策定後、補強工事を断念する場合、補助金は交付されません。

※事業の切替えを行った場合は、その後、補強工事の補助は受けられません。

※補助を受けずに補強計画の策定を行った場合は、補強工事からの申請が可能です。

事業の切替え（耐震補強計画）の流れ

「高齢者等世帯に該当する申請者」で、「命を守る対策」を実施する方が対象となります。



事業の切替え（耐震補強計画）についてのご案内

耐震補強工事（補強計画一体型）を申請した方で、やむを得ず補強工事を断念する場合に、耐震補強計画への事業切替えができます。

ただし、事業の切替えを行った場合は、その後補強工事の補助は受けられませんのでご注意ください。

市の助成制度

対象：次のすべてを満たすもの

- 高齢者等世帯に該当すること
- 補強工事に着手していないこと
- 総合評点を 1.0 以上かつ 0.3 以上向上する耐震補強計画
(※耐震補強計画は、静岡県耐震診断補強相談士が作成すること)
- 耐震補強計画確認結果通知書の通知を受けていること
- 申請年度内に「命を守る対策」のいずれかを実施すること

命を守る対策：耐震性のある住宅への住替え

　　耐震シェルターの設置

　　防災ベッドの設置

※シェルター、ベッドは市の補助制度で対象としているものを設置した場合のみ対象です。

※木造住宅解体工事補助 (P. 13)、耐震シェルター設置補助 (P. 16)、
防災ベッドの設置補助 (P. 18) の利用は可能です。利用する場合は各事業の申請書類を合わせて提出してください。

詳細については各補助制度のページをご覧ください。

補助額：計画の作成に要する費用と 144,000 円を比較して、いずれか少ない額。

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

○切替申請 提出書類○ 各 1 部

1. 事業切替申請書（「事業切替えの理由」の欄に「命を守る対策」のうち、何実施するのかを記載してください）。

2. 収支予算書

3. 「命を守る対策」を実施することが確認できる書類（該当する場合のみ）
　　《耐震性のある住宅への住替えをする場合》

　　・住替える住宅が耐震性のあることが確認できる書類
(建築確認通知書の写し、建物登記簿謄本など)

　　《各補助制度を利用する場合》

　　・事業の切替申請と合わせて各補助制度の申請書類を提出してください。

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、事業切替決定通知書を送付します。



「命を守る対策」を実施

「命を守る対策」が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 補強計画策定費用の領収書の写し
4. 契約書（補強計画分）
5. 「命を守る対策」を実施したことが確認できる書類

《防災ベッドを設置し補助を受けていない場合》

- ・領収書の写し
- ・事業の完了を確認できる写真

《防災シェルターを設置し補助を受けていない場合》

- ・領収書の写し
- ・設置工事の施工前、施工中及び完了時の写真

《耐震性のある住宅への住替えの場合》

- ・住民票もしくは運転免許証の写し

《各補助制度を利用する場合》

- ・各補助制度の完了報告を合わせて提出してください。

6. 請求書

完了報告書が提出されると、報告書の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。

※高齢者等世帯とは・・・

①65歳以上の者のみが居住する世帯

※事業完了までに65歳に達する者も含む

※15歳未満の者又は18歳未満で就学している者の同居を含む

②身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住する世帯

③要介護者又は要支援者が居住する世帯

④療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯

※この助成制度は令和7年度で終了となります。

木造住宅解体工事についてのご案内

- ・解体工事の契約をする前に補助金の申請・交付決定が必要です！
- ・令和5年度の2月末までに解体工事を完了し、完了報告の提出が必要です。

耐震化が必要な木造住宅の解体を検討されている方に対して、解体費用の一部を助成します。

木造住宅を解体するときは、施工業者さんに直接依頼して下さい。

市の助成制度

対象：次のすべてを満たすもの

- ・自己の居住の用に供する住宅（申請日から1年未満の間に転居したものを含む）
- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（借家を除く）
- ・耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅
- ・居住のための設備（浴室・台所・便所）を全て兼ね備えた住宅
(※付属建築物等は対象になりません。)
- ・住宅解体後に建替え、または新耐震基準の住宅（昭和56年6月1日以降に建築された住宅）へ住み替えるもの

補助額：解体工事費の23%に相当する額

対象とならない住宅の例
×空き家
×借家
×相続等で所有者となった居住者がいない住宅
×解体済みの住宅

※対象の住宅の解体にかかる費用のみが補助額の対象となります。

	限度額
高齢者等世帯 子育て等世帯	50万円
その他の世帯	30万円

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. 交付申請書
2. 収支予算書
3. 見積書の写し
4. 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
(確認通知書の写し・固定資産評価証明書など)
5. 《申請者の住所と建築物の所在地が異なる場合》
 - ・1年内の居住を確認できるもの（住民票、免許証等）

- ・所有者を確認できるもの（建物謄本等、固定資産評価証明書では不可）
- 6. 《所有者以外による申請の場合》
所有者の承諾書
- 7. 案内図
- 8. 既存住宅の配置図及び各階平面図
- 9. 事業着手前の写真（原則、カラーで提出すること）
- 10. わが家の専門家診断結果報告書の写し又は耐震診断結果報告書の写し
- 11. 《高齢者等世帯・子育て等世帯の場合》
家族構成報告書
- 12. 《高齢者等世帯・子育て等世帯の場合》
65歳以上であること又は障害者等であること
若しくは18歳未満で就学していることが確認できる書類の写し
- 13. 市税完納証明書（市税課 手数料300円、3ヶ月以内に発行されたもの）
- 14. 《建替えの場合》
新築する住宅の確認申請書の写し
- 15. 《住み替えの場合》
住み替える住宅の建築物の所在地、用途、新耐震基準（昭和56年6月1日以降に建築された住宅）であることを確認できるもの
(建物謄本、確認通知書の写し、固定資産評価証明書など)

以下の書類については、届出後速やかに提出してください。

○交付申請 提出書類○ 各1部

- 1. 《届出対象工事（延床面積80m²以上）の場合》
建設リサイクル法第10条第1項の規定による届出書及び分別解体等の計画書の写し
- 2. 《1に該当しない場合》
施工業者が建設業法第3条の規定による許可を受けている又は建設リサイクル法第21条の規定による登録を受けていることを証明する書類の写し
- 3. 建築物除却届又は建築工事届の写し

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。



- ・契約（契約者は、補助申請者と同一人物にして下さい。）
- ・解体工事に着工

解体工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 領収書の写し
4. 契約書の写し
5. 事業の完了を確認できる写真（原則、カラーで提出すること）
※解体工事後（更地）の写真
6. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
※マニフェストはE票の写し（電子マニフェストの場合は、最終処分終了時が記入されているもの）が必要となりますが、処分等に時間を見るため、完了報告時にE票が間に合わない場合は、A票の写しを添付し提出してください。後日、処分が終わり次第E票を提出してください。

完了報告書が提出されると、解体工事の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。

※高齢者等世帯とは・・・

- ①65歳以上の者のみが居住する世帯
- ※事業完了までに65歳に達する者も含む
- ※15歳未満の者又は18歳未満で就学している者の同居を含む
- ②身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住する世帯
- ③要介護者又は要支援者が居住する世帯
- ④療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯

※子育て等世帯とは・・・

- ①身体障害程度等級が3級から6級までに該当する者が居住する世帯
- ②子供が2人以上居住する世帯
(15歳未満の者又は18歳未満で就学している者に限る)

※居住のための設備を全て兼ね備えた住宅とは・・・

- ・浴室（シャワールームを含む）
 - ・台所
 - ・便所
- 上記、3点の設備が全て備わっている住宅
増築などで後から加えた部分がある場合等は、お問い合わせください。

耐震シェルター設置についてのご案内

設置工事の契約をする前に補助金の申請・交付決定が必要です！

『耐震シェルター』とは、木造住宅の1階に木材や鉄骨で強固な箱型の空間をつくり、居住者の安全を確保するものです。



耐震シェルター設置イメージ図



倒壊実験後の耐震シェルター

耐震化が必要な木造住宅に耐震シェルター設置を検討されている方に対して、設置費用の一部を助成します。

耐震シェルターを設置するときは、施工業者さんに直接依頼して下さい。

市の助成制度

対象：原則として現在居住用で使用し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅に設置する耐震シェルター
○設置に係る床下工事費用は補助対象外。
○日常的に居室として利用する部屋に設置されるものに限る。
○東京都作成のパンフレット『安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介』※に掲載された耐震シェルターに限る。

※東京都作成のパンフレット『安価で信頼できる木造住宅の「耐震改修工法・装置」の事例紹介』に掲載された耐震シェルター一覧表

	名 称	問合せ先	電 話	HP URL
1	耐震健康シェルター「命守(いのちもり)」	株青ヒバの会ネットワーク	03-3779-0608	http://mr-woodman.co.jp/kkz
2	耐震シェルター「ウッド・ラック」ひのき庵	新光産業株	03-3251-2055	http://www.shinkosangyo-as.com
3	減災寝室	(有)扇光	0120-57-2535	www.senko-ip.com/
4	パネル式耐震シェルター	SUS株	03-5652-2393	http://www.sus.co.jp/ecoms/
5	木質耐震シェルター	株一条工務店	0120-422-231	http://ichijo.jp
6	シェルキューブ シェルキューブR	株デリス建築研究所	03-3287-2011	www.delis-archi.co.jp
7	耐震シェルター耐震和空間	株ニッケン鋼業 静岡営業所	0544-58-8336	http://ns-kougyo.co.jp/
8	木造軸組耐震シェルター“剛建”	(有)宮田鉄工	0587-37-1569	http://taishin-shelter.co.jp/
9	耐震TBシェルター「鋼耐震」	株東武防災建設	048-970-3530	http://www.tobubousai.com
10	つみつくベッドシェルター	株つみつく NPO法人つみっ庫くらぶ	0852-28-3178 0794-63-0566	http://www.tsumic.com http://tsumico-club.com/
11	耐震シェルター レスキュールーム	(有)ヤマニヤマショウ	0120-88-2420	http://rescueroom.main.jp/
12	シェルターユニットバス(UB)	J建築システム株	03-3815-7779	http://www.i-kenchiku.co.jp
13	シェル太くん工法	株ヤマヒサ	0120-83-8073	http://www.yamahisa.co.jp/

補助額：設置費の1/2以内

	限度額
高齢者世帯等	25万円
その他の世帯	15万円

※高齢者世帯等：65歳以上の世帯又は避難行動要支援者が居住する世帯

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. 交付申請書
2. 収支予算書
3. 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
(確認通知書の写し・固定資産評価証明書など)
4. わが家の専門家診断結果報告書の写し又は耐震診断結果報告書の写し
5. 『高齢者世帯の場合』
家族構成報告書・65歳以上であることが確認できる書類の写し
6. 『避難行動要支援者の場合』
同意書(様式第7号)
7. 見積書の写し
8. 市税完納証明書(市税課 手数料300円、3ヶ月以内に発行されたもの)
9. 耐震シェルターを設置する部屋のわかる平面図等

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。

・設置工事に着工

設置工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 領収書の写し
4. 設置工事の施工前、施工中及び完了時の写真(原則、カラーで提出すること)

完了報告書が提出されると、設置工事の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。

・令和5年度の2月末までにシェルター設置工事を完了し、
完了報告の提出が必要です。

防災ベッド設置についてのご案内

防災ベッドを購入する前に補助金の申請・交付決定が必要です！

令和5年度の2月末までに事業を完了し、完了報告の提出が必要です



『防災ベッド』とは、地震による住宅の倒壊から身を守るため、県が開発したガードフレーム付のベッドです。

耐震化が必要な木造住宅に防災ベッド設置を検討されている方に対して、購入費用の一部を助成します。

防災ベッドを購入するときは、業者さんに直接依頼して下さい。

なお、介護ベッド用防災フレーム購入の助成制度もあります。詳細は、福祉課（0538-37-4919）までお問い合わせください。

市の助成制度

対象：原則として現在居住用で使用し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅に設置する防災ベッド
○原則として居住者1人に対し、1台まで設置可能。
○県が開発したガードフレーム付ベッドに限る。

補助額：購入費用の1/3以内で、**最大10万円**

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。

また、市のホームページからもダウンロードできます。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. 交付申請書
2. 収支予算書
3. 建築物の所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
4. わが家の専門家診断結果報告書の写し又は耐震診断結果報告書の写し
5. 見積書の写し
6. 市税完納証明書（市税課 手数料300円、3ヶ月以内に発行されたもの）
7. 耐震ベッドを設置する部屋のわかる平面図等
8. 《複数台設置する場合》

家族構成報告書・居住者が確認できる書類の写し

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。

・防災ベッドを購入

設置工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 領収書の写し
4. 事業の完了を確認できる写真（原則、カラーで提出すること）

完了報告書が提出されると、設置工事の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。

ブロック塀等の撤去・建替えについてのご案内

**工事に着手（契約）する前に補助金の申請・交付決定が必要です！
令和5年度の2月末までに事業を完了し、完了報告の提出が必要です。**

過去の地震では、ブロック塀が倒壊して多くの死傷者が出ました。危険なブロック塀は、地震が起きたとき、歩行者に倒れかかったり、道路をふさぐなど、たくさんの被害をもたらします。

地震に備え、自宅の耐震化はもちろん、人々の命を守るため、ブロック塀を安全なものへ改善することが求められています。

ブロック塀等を撤去するときは、施工業者さんに直接依頼してください。

市の助成制度

対象

撤去事業：住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る道路境にある4段積み以上のブロック塀等で、地震の際に倒壊・転倒のおそれがあるブロック塀等を全撤去する工事

建替え事業：緊急輸送路または小中学校の通学路に面した危険なブロック塀等を、安全な塀（金属製フェンス、生垣、木塀等）に建替える工事

※ブロック塀等への建替えは、対象外です。

※原則として、現状の基礎の再利用はできません。再利用する場合は、新しい塀が安全と確認できる計算書等が必要となります。

補助額

撤去事業：撤去に要する費用と、撤去するブロック塀等の長さ×9,200円とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内
(一敷地につき10万円を限度とする)

建替え事業：建替えに要する費用と、建替えるブロック塀等の長さ×38,400円とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内
(一敷地につき25万円を限度とする)

※建替え事業にて、既存ブロック塀等を撤去して建替える場合は
撤去事業と併せて補助の各事業が対象になります。
(一敷地につき35万円を限度とする)

補助申請に必要な様式は建築住宅課でお渡しいたします。
また、市のホームページからもダウンロードできます。

○交付申請 提出書類○ 各1部

1. 交付申請書
2. 収支予算書
3. 案内図
4. 施工前の写真（原則、カラーで提出すること）
5. 撤去前のブロック塀の配置図・断面図
6. 『建替え事業の場合』
安全な塀に建替える設計図（配置図・平面図・立面図・断面図）
7. 見積書の写し
8. 市税完納証明書（市税課 手数料300円、3ヶ月以内に発行されたもの）

申請書は建築住宅課へ提出してください。

内容を審査し適正と認められれば、交付決定通知書を送付します。

・ブロック塀等の撤去又は建替え工事に着工

工事が終わったら、完了報告書を提出してください。

○完了報告 提出書類○ 各1部

1. 完了報告書
2. 収支決算書
3. 領収書の写し
4. 事業の完了を確認できる全景写真（原則、カラーで提出すること）
5. 『建替え事業の場合』
工程毎の工事写真（原則、カラーで提出すること）
6. 『建替え事業の場合』
完成図（配置図、平面図、立面図、断面図）

完了報告書が提出されると、工事の内容を審査します。

適正と認められれば、補助金の交付を確定し補助金をお支払いします。



「専門家無料相談」についてのご案内

地震対策についてお悩みの方に、「専門家無料相談」をお受けになることをおすすめします。

「専門家無料相談」は、市から「静岡県耐震診断補強相談士」を無料で自宅に派遣します。

- 相談では、○ 耐震補強工事はいくらかかるのか？
 - どこに耐震補強工事を頼めばよいか？
 - 市の助成制度の手続方法は？
- など、地震対策の専門家にご相談ください。

過去に耐震診断を実施されている方は、「耐震診断結果報告書」をご用意いただくとより具体的な相談が出来ます。

なお、診断を行う専門家は市が発行する「身分証明書」を携帯しています。

「専門家無料相談」の申込みは、建築住宅課で受付いたします。
お電話での申込みもできますので、この機会にぜひお申込みください。

MEMO

しづおか住宅ローン優遇制度

静岡県と
金融機関が
コラボレーション!

TOUKAI-0型

昭和56年5月以前に建築された耐震診断が1.0未満の木造住宅を除却し、建替える場合

平成18年4月～

定期借地型

土地の有効利用を促進するため、定期借地権制度を活用して住宅を購入する場合

平成26年8月～

あなたに
「ちょっとお得」な
住宅ローンを…

しづおか木の家型

「しづおか優良木材等」を50%以上使用した木造住宅を建設・購入する場合

平成18年4月～

リフォーム型

良質な住宅ストックの形成や健全な住宅市場の整備促進のため、住宅をリフォームする場合

平成26年8月～

住宅性能表示型

新たに設計住宅性能評価を取得して住宅を建設する、又は取得している住宅を購入する場合

平成20年10月～

長期優良住宅型

長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅を建設・購入する場合

平成21年6月～

住宅ローンが「ちょっとお得」に借りられます。

例えば…

金利の優遇!! 手数料の割引!!

※優遇内容は金融機関によって異なります

など…

■制度の内容については…

静岡県くらし・環境部住まいづくり課 TEL.054-221-3081

■耐震診断の申込みについては…

お住まいの市町 建築住宅担当課

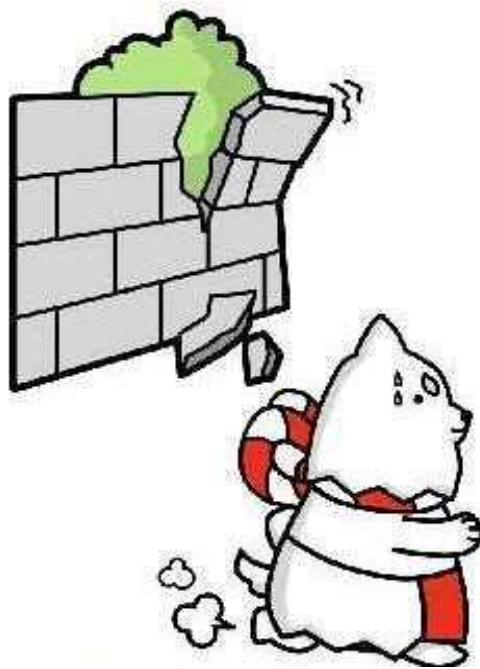
静岡県くらし・環境部建築安全推進課 TEL.054-221-3320

■しづおか優良木材については…

しづおか優良木材認証審査会 TEL.054-253-0195

■ローンのお申込み、ご相談は… <取扱い金融機関へ>

静岡銀行	スルガ銀行	清水銀行	静岡中央銀行	静岡信用金庫
静清信用金庫	浜松信用金庫	沼津信用金庫	三島信用金庫	富士宮信用金庫
島田信用金庫	磐田信用金庫	焼津信用金庫	掛川信用金庫	富士信用金庫
遠州信用金庫	静岡県労働金庫	JA三島函南	JA伊豆の国	JAあいら伊豆
JA伊豆太陽	JAなんすん	JA御殿場	JA富士市	JA富士宮
JAしみず	JA静岡市	JA大井川	JAハイナン	JA掛川市
JA遠州夢咲	JA遠州中央	JAとびあ浜松	JAみっかび	JA三方原開拓



磐田市イメージキャラクター

ひっぺん ©磐田市

問い合わせ先

磐田市建設部建築住宅課

建築グループ

磐田市国府台3-1

TEL0538-37-4899



《[磐田市HP\(耐震\)へ](#)》

※補助の内容は令和5年4月1日現在です。